

岩見沢市子ども・子育て会議

ヤングケアラーに関する専門部会議事録

日時 令和5年12月5日（火）18:00～19:05

場所 であえーる岩見沢4階 会議室1

1 開 会

2 議 事

(1) 実績報告

(2) 今後の取り組み

3 その他

4 閉 会

事務局	1 開会 (18:00)
事務局	定刻となりましたので、会議をはじめたいと思います。 昨年度専門部会でお諮りしたとおり、部会長は、岩見沢市子ども・子育て会議の会長であります平野委員に、お願いしたいと思います。 それでは、ここからの進行は平野部会長にお願いします。
部会長	2の議事に進みます。 (1) 実績報告について、事務局から説明してください。
事務局	(1) 実績報告 資料左上の「これまでの専門部会について」です。 第1回専門部会では、委員の皆様から様々な意見をいただきました。中でも「ヤングケアラー支援は家族支援」との意見をいただき、方向性が決まりました。 第2回では、現状の虐待対応件数が増加している状況から、家庭相談員の増員を検討すべきなどの意見がありました。 資料左下の「現状の相談体制について」をご覧ください。 先ほど説明しました2回の専門部会の意見を踏まえまして、令和5年度の相談支援体制につきましては、子育て総合支援センターにヤングケアラーコーディネーターを1名、主任の新規配置により、2名増員となり相談体制を強化しました。

続きまして、その下の毎年教員を対象として調査を実施している「市内のヤングケアラーの実態について」ですが、R5年度は16人となっており、R3年度・R4年度と比べましてもほぼ人数は変わらず、全員が要対協もしくは教育相談による支援を受けています。

ケアの内容としては昨年度同様、食事の準備・掃除などの家事、兄弟の世話や保育園の送迎などが多い傾向です。

次に令和5年度の取り組み状況についてご報告いたします。資料の右側をご覧ください。

今年度担当職員のスキルアップといたしまして、3つの講演会・研修会に参加いたしました。

また、教員を対象とした研修会を実施し、市内の小中高校24校32名の方に参加していただきました。

当日参加できなかった教員向けに研修会の映像と資料を合わせてクラウド上に公開し、各自で研修してもらうように各学校に周知いたしました。

映像と資料を活用して校内研修を行ったり、各自のパソコンから視聴できるようにするなど研修を行っていただきました。まだ研修を受けられていない教員もおりますので、冬休み等を利用して視聴していただくよう再度周知いたしました。

資料2をご覧ください。放課後児童クラブ等職員を対象とした研修会では64名の方に参加していただきました。これは、市内の放課後児童クラブで働く職員の約93%が受講したこととなります。

また、今月22日には、野沢委員の施設に併設されております「光が丘こども家庭支援センター」の浅沼相談員を講師にお迎えして、主任児童委員を対象とした研修会の実施を予定しています。

続きまして、北海道で作成したポスター・パンフレットを各学校に配布いたしました。それぞれ、校内研修や生徒への指導に利用していただいております。

次に、ハンドブックの配付についてです。資料の中にあります「ヤングケアラーって？」と書かれたイラストのプリントをご覧ください。そちらに記載してありますQRコードを読み取るとそれぞれ小学生版と中高生版のヤングケアラーハンドブックを見ることができます。すでに指導室を通じて各学校には周知済みです。多くの学校で先生たちに周知をされていきました。今後学校からの要望が多ければ冊子にしたものを児童・生徒に配布することも検討していきたいと考えております。

続きまして、「広報誌での周知について」です。本年12月の広報いわみざわにヤングケアラーについての記事を掲載し、多くの市民にヤングケアラーってこんな子どもだということを周知しました。

次に資料の右側になります「ホームページでの周知について」です。市ホームページにヤングケアラーに関するページを作成し、周知をはじめました。

	次に、右下になります「支援策について」です。支援策としましては引き続き支援の必要な家庭にヘルパーを派遣し、状況の改善を目指します。現在特別育児支援ヘルパーの利用は1家庭、利用見込み2家庭、そのうち1家庭がヤングケアラーのいる家庭となっております。説明は以上になります。
部会長	実績報告について何か質問、ご意見等ありますか。
助言者 B	昨年の専門部会でもヤングケアラーには家族支援が大事とあったが、ヤングケアラーや家族への周知はどのような方法で行われるのか。
事務局	市として力を入れていきたいのは家庭の周りにいる大人への周知。ヤングケアラーは当事者の子どもも家庭も声を上げずらかったり、認識していなかったりする。そのため現段階では教員などへの周知に力を入れている。家庭への周知は広報程度。踏み込めてはいない状況。
助言者 C	特別育児支援ヘルパー利用見込みの家庭のうち、ヤングケアラー家庭は実態調査の中に含まれているのか。
事務局	実態調査は年度早い時期に行うため、最近のケースは含まれていない。
助言者 C	どういう経緯で相談を受け、取り扱うことになったのか。
事務局	学校からの情報提供。今後要対協で関わっていく家庭。
助言者 C	特別育児支援ヘルパーはいつからある制度なのか。
事務局	ヤングケアラーの概念が広がる前の平成28年度からです。令和4年度に拡充し、ヤングケアラーは兄弟の送迎もあるため、時間は長めに設定しています。
委員A	要対協で継続しているケースがヤングケアラーという認識でいいのか。
事務局	要対協まで至らなくてもヤングケアラーという認識です。
委員A	岩見沢市で把握しているヤングケアラーを国の統計から推計すると150人位。まだ9割位いるということ。乳幼児期からヤングケアラーの概念を知ってもらい、使える制度があることを伝えておくと良い。
事務局	母子保健では産まれてから必ず3回は面談を行っている。ヤングケアラーについても伝えていくことができると考えている。
委員A	ヤングケアラーや制度について伝えられるようになると予防になるかもしれない。
事務局	ぜひ検討していきたい。
委員B	広報や啓発など取り組みの効果や実績の把握についてのデータはあるのか。
事務局	効果のデータを把握するところまでは至っていないが、いろいろな場面でヤングケアラーについて話題になることが増えた実感はある。
委員B	光が丘子ども家庭支援センターで子どもの相談対応を行っている。学校を通じてパンフレットなどを配布しているが、形骸化しているのではないか。相談件数が増えているなどの実感があまりない。関心が低くなるなどの危惧もあ

	る。指標として件数や相談などの増加を把握しておく必要があるのでは。
事務局	次期子ども子育てプランを策定する中で検討していきたい。
助言者 A	学校ではパンフレットなどの配布や研修会参加などで教員の感度が上がる。教員の感度が高いと教育相談などで気づける。配布物は学期に1つくらいが効果的。学校現場での相談は本人から来ない。大体周囲の生徒から教員に入ってくる。本人に確認するが大丈夫と答える。
事務局	配布物は関係機関で連携が必要。市の研修は道の研修とは時期と対象者をずらして行っている。
助言者 B	ケアをしなくてはならない家族への周知は、出産後の面談や健診で行っているのか。
事務局	今後、出産後の面談や健診等での周知を考えている。
助言者 B	学校では、生徒から教育相談で話題に上がってくる。保護者に確認するが否定され、それ以上踏み込めない。どこにも相談できないまま卒業してしまうこともある。うまく引き出してつなげることができればよいのだが、難しい。
事務局	特別育児支援ヘルパーをヤングケアラーまで拡充したが、利用までは至らなかった。ヘルパー利用を拒むため、家庭に関わるタイミングが難しい。現在も1件の利用見込みはあるが、利用してもらえるかはわからない。
委員A	「広報いわみざわ」に掲載のヤングケアラーの記事だと子どもが可哀想という一般的な内容で、家族が大変とは伝わらない。岩見沢市はヤングケアラーを家族支援として取り組んでいるが、この広報ではそれが読み取れない。社会で子ども達を育てていくという政策をとっているが、「ぜひ、みなさんで」というメッセージがない。長期的な視野で、特別育児支援ヘルパーを当然のこととして利用できる利用者側の環境づくりも必要。
委員B	学校などから相談等はあるが、アプローチの手立てがない。情報提供で終わってしまう。
事務局	次の段階では家庭にスポットを当てていきます。
部会長	(2) 今後の取り組みについて、事務局から説明してください。
事務局	資料2右下の「今後について」です。 令和4年度より皆様に協議いただき、今年度からヤングケアラーコーディネーターを配置するなど、相談体制を整えることができました。 今年度はLINEの活用による相談体制の整備を予定しておりましたが、24時体制やタイムリーな返信等の課題も多くあるため、市独自での実施は今後の検討課題とし、ヤングケアラーハンドブックにも掲載があります道の「ほっかいどう親子のための相談LINE」の活用をまずは進めてまいりたいと考えております。 引き続き啓蒙啓発を継続して進めていくため、来年度においても研修会等を実施し、より多くの方に関心を持っていただけるよう努めていきたいと考えて

	<p>おります。今年度の研修会の中で特に要望のあった事例検証などを取り入れ、より実践的な研修を行っていきたくと考えています。また、研修対象者を行政サービスの計画を立てる方などに拡大することで、ヤングケアラーへの理解や家庭支援へつなげていきたくと考えております。</p> <p>説明は、以上となります。</p>
部会長	<p>只今、説明のあった件について、質問等はございますか。</p>
助言者 A	<p>「えみふるふぁいる」にはヤングケアラー関連のシートはありますか。</p>
事務局	<p>今のところオプションシートなどはありません。</p>
助言者 A	<p>1つの手法として入れておくのも良いのでは。</p>
事務局	<p>今後、1歳6か月健診など「えみふるふぁいる」配布のタイミングで周知していければと考えています。</p>
委員 A	<p>奈良県葛城市で AI 相談システムを導入し、ヤングケアラーに限らず中高生の相談をアプリから受け、深刻な場合の対応に利用。こども家庭庁が視察のサポートもしている。</p>
事務局	<p>調べてみます。</p>
委員 A	<p>市町村が率先して「家族の応援団」というメッセージを出し動いていく必要がある。</p>
部会長	<p>3その他 何かありますか。</p>
事務局	<p>子ども家庭センターの設置と次期子ども・子育てプランの策定と子ども・子育て支援に関する国の動きについてご説明します。まず初めにこども家庭センターの設置についてです。令和4年6月の児童福祉法の改正により、市町村は「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の組織を見直し、すべての妊婦・子育て世帯・子どもに対して一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」設置に努めることとされました。これは令和6年4月から努力義務とされ、把握・マネジメント機能の強化を目的としています。岩見沢市の家庭支援の現行体制がこども・子育てひろば「えみふる」になります。この中には子育て世代包括支援センターにあたる、保健センター、子ども家庭総合支援拠点にあたる、子育て総合支援センターがあります。おおむねこども家庭センターの理念は担っています。それ以外に必要なのが統括支援員の配置です。今の「えみふる」にはありません。統括支援員とは、児童福祉と母子保健の両方に精通し、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を持っていることが望ましいとされています。この統括支援員が中心となり主な業務にある母子保健機能、児童福祉機能両機能の連携によるものを調整しながら家庭の支援を行っていくこととなります。岩見沢市ではこども家庭センターの設置について検討中です。次に、次期子ども・子育てプランの策定に向けてです。</p>

	<p>子ども・子育てプランとは、子育て支援の取り組みに関する市の5年間の計画のことです。現行の子ども・子育てプランは令和2年に策定しました。計画期間が5年間で令和6年度までです。令和6年度は最後の年となり、令和7年度からの次期プランを作る必要があります。現行のプランは子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、児童虐待防止計画、子どもの貧困対策推進計画の4つの個別計画を内包しています。令和5年4月に子ども基本法が施行され、市町村こども計画を定めるよう努めるとされています。また、この計画はこども大綱を勘案し、現行のプランとの一体化を検討している所です。ヤングケアラー支援も新しいこども大綱には含まれています。その中でも早期発見・把握、世帯全体を支援する視点、こういったものを勘案しながら新しい子ども・子育てプランを策定していきたいと考えています。説明は以上になります。</p>
部会長	<p>只今、説明のあった件について、質問等はございますか。</p>
委員A	<p>こども家庭庁が作られた追い風を受け、岩見沢市ではどういった取り組みを行っていくのか。</p>
事務局	<p>こども家庭センターが設置されることで、どこがイニシアチブをとるかといった問題もはっきり示して行ければと思っている。</p>
委員B	<p>児童相談所、児童家庭支援センター、市町村に家庭センターと似たような組織が同じエリアの中で混在している。児相の権限・機能を市町村に譲っていくのであれば地域に作り、しっかりやっていくのも良い。しかし児童相談所は厳然と機能も組織もむしろ強化をしている。使い勝手が悪く無駄なところがあると思う。岩見沢市が相談機能だけは光が丘に委託する、というような枠組みを作ってみると斬新だと思う。</p>
事務局	<p>こども家庭センターの設置により、相談支援の場所が一本化される。</p>
委員A	<p>岩見沢市は近隣市町村と連携し、ネットワークの構築と情報集積を行う立場になっていかななくてはいけない。</p>
部会長	<p>ほかになにかご意見等ありますか。 ないようですので、議事を終了いたします。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>平野部会長ありがとうございました。 事務局からの説明は以上となりますが、委員の皆さまから何かございますでしょうか。 ほかに無いようであれば、以上をもちまして専門部会を終了いたします。</p>